## 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める件

骨髄移植は,白血病などの難治性疾患に対する根治的治療法として国民医療に不可 欠なものとなっている。

骨髄バンク事業の進展に伴い、骨髄バンクを介した骨髄移植は着実に症例が増え、 昨年度は年間715例の非血縁者間骨髄移植が実施されている。しかしながら、こう した実績を重ねる一方で、骨髄移植にとって不可欠なドナー候補者の血液検査料や、 ドナー傷害保険料、移植後のドナーの健康管理等調査料は約40万円の患者負担金と して発生し、患者とその家族は過重な経済的負担を負わされており、国民皆保険制度 のもとで著しく公平さを欠くものとなっている。

一方,骨髄移植推進財団は,登録者を増やすためのドナー登録会の開催増加に伴う費用や症例数増加に対応するためのコーディネート業務にかかる調整活動費の増大,また患者負担金減免規定による減免数の拡大等により,患者の救命をすればするほど赤字が増大するという財政構造にあり,1997年以降,単年度の赤字決算を繰り返し,本年度ついに財政破たんの危機に直面している。

よって、国会及び政府におかれては、このような状況を改善し、患者及び家族が経済的負担から免れて闘病に専念でき、骨髄バンクが国民の期待に応え得る健全な運営を確保するため、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 骨髄移植に使用する骨髄液に医療保険点数をつけ,現在骨髄バンクを介した骨髄 提供に派生している患者負担金を解消すること。
- 2 海外の骨髄バンクから提供される骨髄液に対しても国内と同様の扱いとし、患者 負担のないようにすること。
- 3 骨髄バンクの運営経費については、補助金や寄付金に依存するのではなく、医療 保険会計によるものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 12 月 18 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

様